



# 躍動



第42号

2022 APRIL No.42 石狩商工会議所報 躍動

編集・発行/石狩商工会議所

## ホームページをリニューアルしました

令和3年8月に、パソコンの他にスマートフォンやタブレットからも、快適にご利用いただけるようホームページをリニューアルいたしました。また、経営に関する各種相談を受けることができる「オンライン経営相談」(完全予約制)も設置いたしましたので、是非ご活用ください。



# 令和4年度事業計画

## 基本方針

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るうなか、国内経済は、多くの市民・事業者が継続実践した感染対策の自助努力や全国的なワクチン接種率の上昇による新規感染者数の減少により、昨秋以降は「緊急事態宣言」が解除され、飲食店等への「休業・時短要請」の解除、「ワクチン・検査パッケージ」導入などにより、経済活動に対する制限緩和が進んでいました。

コロナ禍で急激に落ち込んだ地域経済は、ようやく回復基調に転じ、業種・業態により業況に濃淡がみられる「K字回復」の状況が続いていましたが、昨年末からの新変異株「オミクロン株」による「第六波」の急拡大により、全道域に再び「まん延防止等重点措置」が適用され、経済活動に急ブレーキがかかり、持ち直していた個人消費が冷え込むなど、先行きは不透明な状況下にあります。

石狩市においては、昨年の石狩湾新港地域への外資系「コストコホールセールジャパン(株)石狩倉庫店」、イオン北海道(株)の大型物流施設の開設に続き、(株)ニトリホールディングスの物流施設着工など新しい動きも出ており明るい話題もありましたが、当会議所の事業活動は、新型コロナウイルス感染拡大により、事業中止や縮小を余儀なくされ、市内事業者への支援金事業やコロナ対策支援事業等に終始し、当初の事業計画どおりには至りませんでした。

令和四年度においては、コロナ禍における社会や経済情勢の変化に柔軟に対応し、会員事業所の需要減退や人手不足による受注機会喪失、経営者の高齢化による事業承継問題など従来からの諸課題克服

に向け、事業者に寄り添い、経営力強化を進めるための伴走型支援策を展開します。特に、業態転換や経営革新、創業などの意欲ある挑戦や、DX化推進など生産性向上の実現を後押しするため、専門家を活用した課題解決型の支援を実施します。

また、国の「カーボンニュートラル」、道の「ゼロカーボン北海道」の取組の中で、石狩市の強みを活かした再生可能エネルギーの導入促進や市内RE100ゾーンによる再エネ区域の実現など、再エネの「地産地消」による「経済と環境の好循環」を目指し、新たな成長戦略による「活力あるまち石狩」の実現に向けて会員事業所の経営基盤強化に資する各種事業を行ってまいります。

以上を基本方針として、令和四年度においては次に掲げる事業を行います。

## 重点項目

### I 産業基盤の整備促進へ向けた取り組み

#### 一 提言・要望活動の強化

個々の企業における経営環境の安定化、ひいては地域経済の安定化に資するよう、税制の改正や各種振興・補助事業・インフラ整備等について、また、コロナ禍並びにコロナ収束後における諸課題について、会員をはじめとする地元企業の意見を集約し、日本商工会議所等関係機関と連携しながら、国や自治体に対し提言・要望活動を実施します。

- (1) 産業及び経済政策に関する意見の表明
- (2) 地域社会の問題に対する意見の表明

YAKUDO

# 躍動

2022 APRIL No.42 石狩商工会議所報 躍動  
編集・発行/石狩商工会議所



石狩商工会議所

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5番地  
TEL (0133) 72-2111 FAX (0133) 72-2577  
URL : <https://www.ishikari-cci.or.jp/>

## CONTENTS

### 令和4年度事業計画

#### TOPICS

令和3年度の主な事業活動報告

#### INFORMATION

- ・ 事業復活支援金
- ・ 科学大学キャリア教育連携事業
- ・ 事業承継・引継ぎ補助金
- ・ 経営改善個別診断・経営支援専門家派遣事業
- ・ 小規模事業者持続化補助金
- ・ 小規模事業者経営改善資金融資利子補助金
- ・ 人材育成助成金
- ・ 石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金
- ・ 労働保険事務組合のご案内
- ・ 簿記検定検定試験施行期日等
- ・ 育児・介護休業改正のポイントのご案内
- ・ 会館使用のご案内
- ・ 会館来館・ご利用時のお願い

- (3) 社会資本整備の促進
- (4) 公共投資拡大に関する要望
- (5) 商工業の振興に関する要望

## 二・石狩湾新港地域の開発促進

石狩市の強みを活かした再生可能エネルギーの地産地消導入促進や市内RE100ゾーンによる再生エネ区域の実現など、「経済と環境の好循環」を目指すほか、石狩湾新港地域の機能を最大限発揮するためのインフラ整備を国や道へ要望するとともに、地域振興の観点から、同地域への投資が地場企業へ還流するよう関係機関に働きかけます。

- (1) 再生可能エネルギーの地産地消に伴う地域振興促進【新】(石狩市沖の有望な区域への早期選定と石狩湾新港の拠点港化を進める期成会への協力)
- (2) 企業誘致促進及び立地企業への操業支援活動の推進
- (3) 港湾施設、道路網等の整備促進活動
- (4) 国内定期航路の誘致促進(石狩湾新港国内定期航路誘致期成会への協力)
- (5) 新港の活用による貿易・経済の拡大

## II 地域経済振興・活性化へ向けた取り組み

### 一・地域活力支援事業

商店街や企業が行う、集客や販促に繋がる自主的な活動に対し、積極的な支援を行います。

- (1) 商店街対策事業  
当会議所会員を中心とする、商工業者により組織される団体が、地域経済の振興や、集客の向上等を目的として自主的に行う事業に対しその費用の一部を助成するとともに、関係諸団体と連携し、商店街の活性化に貢献します。
- (2) 得する街のゼミナール(まちゼミ)支援事業  
石狩商店会連合会が行うまちゼミ事業への支援を行い、地域住民に個店の存在や特長を周知することで、地域経済の活性化に貢献します。
- (3) 小規模事業者経営改善支援事業

資金調達に苦慮する小規模事業者への支援策として、小規模事業者経営改善資金(マル経資金)借り入れ事業者に対し、支払利息の一部を助成します。

## 二・活力ある地域産業の展開

企業のモノづくりに対する助成や、企業同士のネットワーク構築により、地場企業がより市場競争力の高い商品を開発するよう促すとともに、企業や製品を広く市内外にPRするための各種事業を展開します。

また、深刻化する人手不足問題に対する取り組みとして、市内及び近郊の教育機関との連携事業を展開します。

- (1) いしかりPR事業  
当会議所が運営するWEBサイトを活用し、会員企業が取り扱う製品・サービス・イベント情報等について、より効果的に広く市内外に発信します。また、様々な媒体の活用やイベントへの参加を通じ、新たな石狩ブランドのPRに努めます。
- (2) 建設関連支援事業  
地元建設関連企業のPRと民間工事受注の増加を狙い、会員企業による展示・相談会を開催します。
- (3) 新商品・新技術開発支援事業  
企業の行う新商品・新技術開発および販路開拓に関する調査研究等に対して経費の一部を助成し、その取り組みを支援します。
- (4) 石狩ものづくりネットワーク事業  
製造業を中心とした地場企業の販路拡大と事業提携を促進するため、企業間のネットワークづくりを推進します。
- (5) ビジネス交流事業  
主に石狩湾新港地域の事業所を中心に、幅広く異業種間の連携を深め、域内のビジネスチャンスへと繋げるための交流会を開催します。
- (6) 新規開業・創業支援事業  
「産業競争力強化法」に基づき、石狩市内における新規創業や第二創業の希望者を対象に、地域の創業を促進させるため、石狩市との連携により、窓口相談・

創業セミナー・専門家等による支援を行います。

(7) 雇用対策における教育機関との連携事業

### 【拡充】

地域経済の未来を担う青少年の育成・教育を通じ、地元企業についての理解を深めるために、市内の高校や近隣の大学等とキャリア教育連携を図り、市内中小企業の発展に貢献できる人材の育成を目的とした事業を実施します。

## 三・総合振興事業

### (1) 法定台帳整備

商工会議所法に則り法定台帳を整備することにより、市内商工業者の実態把握に努めるとともに、得られた情報を基に特定商工業者名簿を作成しビジネスマッチングに活用します。

### (2) 地域経済牽引支援事業

地域未来投資促進法に基づき石狩市が平成二九年一二月に国の同意を得た基本計画に則り、地域特性を生かした事業(物流関連、食料品製造関連、ものづくり関連、IT関連、環境・エネルギー関連、農林水産、観光関連の七分野)の企業支援を通じて、企業の稼ぐ力を高めることで付加価値を向上させ、経済の好循環を創出することを目指します。(計画期間は令和四年度末日まで)

### (3) 先端設備等導入計画支援事業

市内中小企業等の生産性向上に係る設備投資を支援するため、生産性向上特別措置法に基づき、石狩市へ申請する「先端設備導入計画」の策定支援を行うことにより、新規取得設備の固定資産税(償却資産)三年間ゼロ(軽減)特例適用や、国の補助金等の優先採択を促進します。(計画期間は令和四年度末まで)

### (4) SDGsの推進と啓発

持続可能な地域社会に向けて、会員事業所の企業価値の向上と新たなビジネスチャンスの創出を目指し、SDGs(持続可能な開発目標)への取り組みを促進します。

### (5) 健康経営優良法人制度の推進と啓発

従業員の健康管理を戦略的な経営投資として捉え、

会員事業所の生産性向上と人材確保を目指し、制度の推進と啓発を行います。

(6) 地域活性化支援事業「地域盛り上げ助成金」**【新】**  
当会議所の内部組織および会員による任意グループ等の団体が、新型コロナウイルス感染症に負けない「活力ある地域づくり」のために取り組む活動に対して助成し、地域社会と地域経済の活性化を図ります。

**四. ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた対策事業**

(1) 市内消費喚起・需要拡大事業（プレミアム付商品券）

**【新】** 市内事業者全体の経済活性化を図るとともに、地域における消費を喚起・下支えするため実行委員会を組織し、（仮）プレミアム付商品券発行事業に参画します。（石狩市受託事業）

(2) 制度改正の諸課題解決環境整備事業（日本商工会議所受託事業）**【新】**

新型コロナウイルスによる影響や働き方改革、税制度の変更等の制度改正、グリーン・デジタルなどの成長分野における生産性向上対応等の諸課題に対し、市内小規模事業者が円滑に対応できるように、窓口相談・巡回相談やセミナー等を実施します。

(3) オンライン経営相談窓口による支援の強化**【新】**

新型コロナウイルスの感染リスクの軽減や、時間の都合により来所が困難な方を対象に、経営や創業等に関する各種相談業務をデジタル化し、オンライン経営相談窓口（事前予約制）を活用します。

(4) 「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の設置

経営に係る金融や国・北海道・石狩市の各種制度に対する情報提供・相談を行います。

(5) 事業活動への影響調査及びその対応策の検討・実施

感染拡大が経営に及ぼす影響及び実態について調査し、提言・要望活動や支援事業に役立てます。

(6) その他新型コロナウイルス対策支援事業

**Ⅲ 中小企業支援の強化と人材育成**

**一. 小規模事業経営支援事業**

経営者に対し適切かつ正確な情報提供および相談・支援に努め、地域経済の根幹を成す中小企業の事業継続を確かなものにし、起業を喚起するよう、日常の経営相談・支援業務のほか、専門家・専門機関を活用した個別診断および専門家派遣事業等を実施し、よりきめ細かな企業の経営基盤強化・新規創業・DX化の推進等の支援体制強化を図って行きます。

(1) 巡回・窓口相談、支援の強化

企業が抱える諸課題を速やかに把握し、適切な支援を行うため、経営指導員による巡回・窓口相談、支援を強化します。

(2) 経営改善支援事業（DX化等の専門家派遣、個別診断）の実施

中小企業を取り巻く環境が急速に変化する中、当会議所に対する相談内容の複雑化・深刻化に対応するため、当会議所の経営指導員のみならず、専門家派遣や中小企業診断士、弁護士等による個別診断を実施することで相談体制を強化し、経営環境の改善・身の丈にあつたDX化等に貢献します。

(3) 経営力強化支援事業の実施

中小企業経営力強化支援法に基づき、経営分析や事業計画策定等に対する経営支援の強化を推進します。

(4) 各種融資制度の利用促進

北海道や石狩市が運用する制度資金等について、金融機関との連携により利用推進を図り、中小企業の資金調達を支援します。

(5) 法務・税務・労務に関する相談事業の実施

① 所得税の確定申告時期に合わせ、小規模事業者を対象とした決算および確定申告に係る相談・支援の窓口を二月中旬より三月中旬までの期間、およそ一ヶ月間開設します。

② 企業経営にまつわる法令の制定・改正や労務に関する問題など、経営者が日頃抱える悩みを解決するため、専門家による相談窓口を開設しま

す。

(6) 記帳機械化の推進  
小規模事業者の事務負担軽減を図るため、記帳の電子化を推進し、振替伝票の入力および帳簿の作成を代行する事業を実施します。

(7) 創業支援の拡充と事業承継に関する相談、支援  
創業・第二創業者の創業マインド醸成をはじめ、創業後のフォローまで各段階に応じたきめ細かい創業・ベンチャー支援の推進を実施します。また、小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎ支援のため、北海道事業引継ぎ支援センターとの連携による相談、支援事業を推進します。

(8) 会員事業所における多様な人材活躍の推進**【新】**  
長期化する人手不足が深刻化する中、多様な働き手（外国人労働者を含む）が活躍できるように、会員事業所の人材確保・従業員の離職防止・職場定着に向け、企業の中核を担う人材の育成やスキルアップにつながるセミナー、専門家による個別相談を実施します。

(9) 講習会・講演会の開催

中小企業の経営改善に資する、経営者や従業員の資質向上を目的とした各種講習会・講演会を開催します。

**二. 人材育成および労務対策事業の推進**

後継者の育成や、従業員の高質向上に関する諸事業を通じ、企業の中長期的な発展に貢献する人材の育成を行います。

(1) 青年部・女性会の活動支援

青年部・女性会の行う自主的な活動を支援し、人格形成や次代の経営者として必要な知識や経験の獲得を促します。

(2) 労働保険事務組合の運営強化

労働保険に係る煩雑な事務を代行し、会員事業所の負担を軽減するとともに、労働保険の適用を推進し、中小企業における労働福祉環境の向上を図ります。

(3) 人材能力開発育成支援事業

経営者および従業員の資質向上を図るため、公的機関等で開催される研修会等への参加費用を一部助成します。

(4) 福利厚生推進事業

会員企業が自社の従業員を対象に行う健康診断について、その費用の一部を助成するとともに、いしかり共済等の加入推進により、中小企業における福利環境の充実を図ります。

(5) 優良従業員表彰の実施

会員企業に勤務する永年勤続者の功労を称え、勤労意欲の向上を図ることを目的とした表彰事業を実施します。

(6) 各種検定試験の実施

ビジネスの現場で要求される知識やスキルを身につけた人材を育成するため、各種検定試験を実施します。

**IV 会員サービスの充実と財政基盤の強化**

一・各種共済制度の加入促進

中小企業の経営安定化に資する共済制度について、制度内容・効果等を積極的にPRし、加入を推進するとともに、手数料による安定的な財源の確保に努めます。

二・会報・WEBサイトの活用による情報提供

当会議所が運営する各種媒体を活用し、会員企業に対し人材確保に関すること等を含む必要かつ有益な情報を迅速に提供するとともに、会員企業や製品のPRに努めます。また、ホームページの有効活用による経営相談等のデジタル化や、情報提供の迅速性・利便性の更なる向上を図ります。

(1) 会報「躍動」冊子版（毎年四月発行）

(2) 会報「躍動」FAX版（原則毎月一日発行）

(3) 会議所HPの有効活用による情報発信力の強化【新】

三・会員交流事業の実施

会員企業相互の親睦を図るとともに、異業種間の

交流によるビジネスチャンス拡大を目的とした会員交流会を開催します。

四・会館利用の促進

当会議所が管理・運営する石狩商工会館について、研修・会議での利用等、貸室および備品貸出業務を周知し、会館利用の促進を図ります。

**V 組織体制と活動基盤の強化**

一・部会・委員会活動の活性化

業種別部会を通じ、各業種における課題を抽出・改善していくための様々な事業を実施し、部会員の経営安定化に貢献します。また、当会議所が抱える諸問題・重要事項に関し、委員会による調査研究活動を推進し、商工会議所運営の円滑化を図ります。

(1) 部会の研修、部会員交流事業の実施

(2) 部会員の意見、要望等のとりまとめ

(3) 委員会における地域商工業や商工会議所運営に係る重要事項の調査研究、諮問事項に対する具申

(4) 役員・議員研修の実施

二・地区別協議会の開催

各地区における会員相互の交流を促進するとともに、会員から直接意見を聴取し、役員との意見交換を行う場として、地区別協議会を開催します。

三・会員増強運動の推進

当会議所の組織力強化を図るため、加入推進パンフレット等のツールを作成・活用し、組織強化特別委員会を中心に会員および役員が二丸となって、新会員獲得運動を展開します。

四・第九期役員・議員の選出

本年一〇月末日を以って、現行第八期の役員・議員について、その任期が満了することから、新たに役員・議員を選出します。

令和4年度 収支予算書 総括表

自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 5年 3月31日

(単位：千円)

会計別	収 入			支 出			備 考
	令和4年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対 比 増 減	令和4年度 予 算 額	令和3年度 予 算 額	対 比 増 減	
1. 一般会計	69,074	70,331	△1,257	69,074	70,331	△1,257	繰入金 繰出金 1,317 7,454
2. 中小企業相談所特別会計	61,213	56,984	4,229	61,213	56,984	4,229	繰入金 繰出金 7,454 0
3. 商工会館運営特別会計	8,151	8,500	△349	8,151	8,500	△349	繰入金 繰出金 496 0
4. 共済事業特別会計	7,589	7,700	△111	7,589	7,700	△111	繰入金 繰出金 0 1,855
5. 労働保険事務組合特別会計	2,223	3,327	△1,104	2,223	3,327	△1,104	繰入金 繰出金 42 0
合 計 (繰入金・繰出金を除く)	148,250 (138,941)	146,842 (138,244)	1,408 (697)	148,250 (138,941)	146,842 (138,244)	1,408 (697)	

# 令和3年度の主な事業活動報告

## 令和3年度 要望活動

石狩商工会議所では、例年、地域経済の発展や中小企業、小規模事業者の経営安定化に資する社会資本の整備、あるいは、法制度の整備といった事柄について、国や道、石狩市などに対し、要望・陳情活動を行っています。

令和三年度につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた要望ほか、以下に掲げる事項について要望活動を行いました。

### ■最低賃金に関する商工会議所の要望

最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障でありますが、政府方針により、明確な根拠が示されないうまま、中小・小規模事業者の経営実態を超える三％台の大幅な引上げが二〇一六年から二〇一九年まで四年連続で行われてきました。こうした中、「より早期に全国加重平均が一、〇〇〇円になることを目指す」という

政府方針を踏まえ、令和三年四月三〇日、石狩商工会議所では地元選出の内閣府大臣政務官（当時）衆議院議員 和田義明氏へ最低賃金に関する政府方針の決定や中央・地方での審議会に向け、コロナ禍の危機的な経済情勢下における小規模事業者等の経営実態を超える大幅な引上げを行わないよう要望いたしました。

### ■令和四年度予算確保（コロナ関連含む）に向けた中央要望の実施

北海道においては、昨年変異株の感染増加による「まん延防止措置」、「緊急事態宣言」が再発出されるなど収束への道筋が見通せない状況にあり、令和三年七月三日に旭川市において予定されていた「第七〇回全道商工会議所大会」は、二年連続の中止となりました。

石狩商工会議所では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策などの重点要

望事項や石狩湾新港地域の再エネ海域利用法及び港湾法に基づく洋上風力発電事業の「促進区域指定」の実現や「基地港湾」への指定を始め、同港へのアクセス強化を含めた道路整備、海上保安官署・石狩警察署設置の早期実現など、当市の総合的な発展には欠かせない国や道への要望項目が多く、令和三年七月一六日には全道四二商工会議所による「令和四年度予算確保に向けた要望書」を、北海道商工会連合会 岩田会頭から国や道内選出国会議員の皆様に手渡され、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた戦略的な北海道経済の早期回復に向け、支援事業の展開を強く要望いたしました。

### ■石狩湾新港地域開発に関する要望

石狩湾新港の開発は、北海道経済の発展と道民生活の向上を図るとともに、我が国経済の発展に資する重要なプロジェクトで



あり、また、札幌臨海部に位置し、広大な産業用地を有していることから、引き続き複合的な機能を備えるための基盤整備の促進を図る必要があること、また道の「ゼロカーボン北海道」、国の「二〇五〇年カーボンニュートラル宣言」を受け、石狩湾新港地域開発連絡協議会（通称・九者連）のメンバーとして、国交省を始め関係省庁および道内選出国会議員に対して、令和三年七月二八日に要望（郵送を含む）を行いました。

#### ■商工業振興に関する要望

当商工会議所の政策検討委員会において、地域経済・企業振興に係る社会資本整備やグリーン成長戦略のほか、中小企業振興策のうち、石狩市が所管する事項について要望として取りまとめたものを「令和三年度新型コロナウイルス時代の商工業振興に関する要望書」として、令和三年一月四日、榎本会頭、正副会頭三名および政策検討委員長ならびに専務理事が、加藤龍幸石狩市長ならびに加納洋明市議会議長（当時）を訪問し、要望書を提出いたしました。

#### ■令和四年度税制改正に関する要望書

コロナ禍により、中小企業はかつてない危機的状況に直面しており、ワクチン接種を加速化させ、その効果を踏まえた社会経済活動正常化へのロードマップと、困窮する地域経済や中小企業が将来に希望を持てる成長戦略を早急に示し、地域や中小企業の挑戦を税制面から強力に支援していく必要があります。

石狩商工会議所では、令和三年一月一七日に地元選出の衆議院議員 和田義明氏へ需要・消費意欲の喚起、中小企業の固定費負担の軽減、さらには、ビジネスモデルの転換やイノベーションの創出、生産性向上、DX推進等への中小企業の果敢なチャ

レンジを強力に後押しする税制改正を要望いたしました。

#### ■石狩湾新港への海上保安官署設置に係る要望書

恒久的な海上保安施設を設置し、安全・安心なマリッジ空間の提供、漁船などの安全航行、漁業保護等への対応については、より一層の強化が要請されているところですが、また、北海道の日本海側における唯一の「重点港湾」に指定された石狩湾新港は、「日本海側拠点港」にも選定され、今後もLNGタンカーや外航コンテナ船などをはじめとした大型船舶の入港頻度増加により、船舶交通の安全確保に向けた取組みが重要となっております。

石狩商工会議所では、石狩市内における海上保安官署設置について、令和四年一月一七日に石狩市・石狩市議会をはじめ市内各団体との連名で、第一管区海上保安部および小樽海上保安部に対し、要望書を提出いたしました。



## 優良従業員表彰

永きわたり企業発展に貢献されてきた従業員を表彰いたしました。おめでとうございます。

《25年表彰》

(株)石川金属製作所 新傳信彦

《15年表彰》

(株)ジャスト・カーゴ 越後義己

(敬称略)

## 役員・議員感謝状贈呈

長年にわたり功績のあった当会議所の役員・議員へ感謝状を贈呈いたしました。

20年感謝状	監事	香川 義則	(道央興産(有))	代表取締役
同	常議員	横田 優子	(有)ボンヌール	取締役
同	議員	柏野 久昭	(有)柏野印刷	代表取締役
同	同	金岡 清治	(株)金岡商店	代表取締役
同	同	上ヶ嶋雅仁	(石狩建設工業(株))	代表取締役

(敬称略)



## 石狩ものづくりネットワーク

◇石狩市ものづくり企業見学・交流会

日時 ①令和3年10月18日(月)  
②令和3年10月25日(月)  
③令和3年11月1日(月)

対象 北海道科学大学機械工学科1年生

視察先 ①(株)石川金属製作所、栄和サインシステム(株)、  
(有)北栄ステンレス工業、マルキン工業(株)  
②振興自動車(株)、トーワラダンボール(株)、  
(株)徳重、富士屋鉄工(株)  
③阿部鋼材(株)、(株)エコテック・ワン、  
(株)システムウォール製作所、  
(株)中央ネームプレート製作所

参加者 ①学生38名、教員4名  
②学生38名、教員4名  
③学生38名、教員4名

◇企業見学レポート発表会

日時 令和3年11月29日(月)

会場 北海道科学大学 A303講義室

内容 企業見学交流会に参加した学生による見学レポート発表

参加者 10事業所19名

## リフォームフェスタ

新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を鑑み、本年度も「いしかりリフォームフェスタ」の会場開催を断念することといたしました。昨年度に引き続き、特別企画として「新型コロナに負けるなキャンペーン」と題し、お得なキャンペーンを実施しました。

本キャンペーンは、建設業種の会員16社が参加し、3月1日～3月末日にお見積りのご依頼をいただき、5月末日までにご成約いただいたお客様へ、先着で石狩市の豪華特産品詰め合わせセットをプレゼントする企画となっております。企業名・業務内容を広く市民へアピールし、新規顧客獲得に向けてのPR効果を得ることができました。



## いしかり小規模店舗応援チケット

石狩市では、市内に店舗を構える小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を対象に、「いしかり小規模店舗応援チケット事業」を当会議所および石狩北商工会で構成する実行委員会が運営業務を受託し実施いたしました。

チケットは、60,000シート(1シート500円×8枚つづり4,000円分のチケットを3,000円で販売)発行し、参加店164店舗へ配分後、販売されました。今回のチケットは、参加店が顧客へ直接販売し、購入した店舗でのみ利用できるもので、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている市内事業者の活性化を図るとともに、資金繰りの改善及び消費者の利用促進に寄与することができました。

- ・参加店舗：164店舗
  - ・販売期間：令和3年10月1日～令和3年12月31日
  - ・利用期間：購入日から令和4年4月30日まで
- ※新型コロナウイルス感染症の拡大により利用期間延長



## 女性会

令和3年度は、11月9日に白老町において会員研修を行い、14名の会員が参加いたしました。研修では、「ウボボイ（民族共生象徴空間）」や、「マザーズプラス」を訪問し、非常に有意義な時間を過ごしました。

また、11月29日には当女性会会員のイズコーディネーター 鈴木 いずみ 氏を講師に迎え「コロナに配慮したオフィス環境づくり」をテーマに講習会を開催し、会員7名が参加いたしました。

その他、新年会の開催、全道商工会議所女性会主催のオンラインセミナーに参加しております。



写真は、11月29日 開催  
講習会「コロナに配慮したオフィス環境づくり」

## 青年部

令和3年度は、ZOOM活用例会（補助金・資金繰り）を実施し、オンライン会議への参加方法や小規模事業者持続化補助金等について学び、石狩YEG会員間のビジネスマッチング例会では、青年部員の事業や人柄への理解を深めるとともに、活発な意見交換を行いました。

今後も青年部員の資質向上を図り、より一層青年部として地域振興・社会貢献への取り組みを行うと共に、石狩の経済界を担う人材を育てるべく、日々研鑽に努めてまいります。



写真は、令和3年6月16日 開催  
「ZOOM活用例会（補助金・資金繰り）」

## 部会活動報告（各部会実施事業一覧）

### ◇建設業部会視察研修

日 時 令和3年10月29日（金）～30日（土）  
視 察 先 新桂沢ダム嵩上げ工事現場、ドメヌレゾ  
ンワイナリー  
参 加 者 12名

### ◇工業部会 意見交換交流会

日 時 令和3年12月15日（水）  
場 所 美食工房 花  
参 加 者 14名

### ◇建設業部会 いしかりリフォームフェスタ2022・春 ～新型コロナに負けるなキャンペーン～

実施期間 令和4年3月1日～令和4年3月31日  
参加企業数 16社

### ◇商業・サービス業部会・石狩商店会連合会合同 いしかりお店めぐりスタンプラリー事業

事業目的 石狩商工会議所商業・サービス業部会員及び石狩市内商店会会員の消費者への認知度向上及び来店機会の創出を目的として実施した。  
実施期間 令和3年12月20日（月）～令和4年2月13日（日）  
参加店舗 37店舗  
参加者数 584名  
応募総数 208件  
当 選 者 114名（A～E賞ほかWチャンス賞）

### SNSキャンペーン

いしかりお店めぐりスタンプラリー事業と併催し、会議所が運営しているInstagramやフェイスブック（イシナビ）を「フォロー又はいいね」すると抽選で景品が当たるキャンペーンを実施した。  
応募総数 285件  
当 選 者 3名

## 事業復活支援金

事業復活支援金は、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受ける中小・小規模事業者、個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給するものです。下記の要件を満たす事業者は、業種や地域を問わず給付対象となる可能性があります。

### 1) 要件

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること
- ②2021年11月～2022年3月いずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者であること。

### 2) 給付額

基準期間の売上高－対象月の売上高×5

※基準期間

2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間

※対象月

2021年11月～2022年3月のいずれかの月

※但し、以下の給付上限があります。

#### ①売上高減少率 ▲50%以上

個人事業者 50万円

法人

年間売上高1億円以下 100万円

年間売上高1億円超～5億円以下 150万円

年間売上高5億円超 250万円

#### ②売上高減少率 ▲30%以上50%未満

個人事業者 30万円

法人

年間売上高1億円以下 60万円

年間売上高1億円超～5億円以下 90万円

年間売上高5億円超 150万円

### 3) 申請期間

2022年1月31日～5月31日

### 4) 申請方法

原則的にオンラインでの申請となります。手順は以下のとおりです。

①事業復活支援金事務局のWEBサイトにアクセスして、仮登録のうえ申請IDを発番 ※<https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

②事前確認登録機関に依頼し、事前確認を行います。

※一時支援金または月次支援金を受給された方は、この手順は省略できます。

※石狩商工会議所はこの登録確認機関となり、会員限定で事前確認を行っています。

③事前確認終了後、WEBサイト上で本申請を行います。

※申請の際、添付書類等は画像データにしてWEBサイトにアップロードすることとなります。

※申請に要する添付書類等については、事業復活支援金WEBサイトにてご確認ください。

## 北海道科学大学とのキャリア教育連携事業

石狩商工会議所では、平成30年6月1日付で北海道科学大学とキャリア教育連携に関する協定を締結し、企業・団体・大学が連携して、同校の学生が社会人として活躍するための基礎能力と専門性を合わせもつ人材育成を目的としたさまざまな事業を行っております。

当会議所としましても、今後一人でも多くの学生が地場企業に就職していただけるよう、相互実施事業への参画など、会員事業所のご協力を賜りながら同校との連携強化に努めてまいります。



石狩市ものづくり企業見学レポート発表会 (11 / 29 実施)

## 経営改善個別診断・ 経営支援専門家派遣事業

中小企業・小規模事業者を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、経営課題・経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しています。

中小企業相談所では、経営指導員、補助員等による経営アドバイスのほか、税務・労務・融資など窓口での経営支援、直接皆様の会社を訪問させていただき巡回支援を実施し、経営改善に係る適切な支援を行っております。

また、経営指導員等による一般経営相談に加え、より複雑な経営課題や専門的事項に関するご相談には、中小企業診断士等の専門家派遣による経営相談支援を行っており、会員の皆様に対し、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を、年間3回まで無料で実施しております。

専門家派遣については、商工会議所独自の経営改善個別診断事業のほか、「中小企業119」や「エキスパートバンク」など、外部の支援機関の枠組みもご活用いただけます。ご利用に際しては、それぞれ所定の手続き等がございますので、予め事務局にご相談ください。

■中小企業相談所 経営支援課  
☎0133-72-2111

## 事業承継・ 引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金とは、休廃業などによる地域の技術や人材など経営資源の散逸を回避し、生産性の向上を図るために経営資源の集約化や事業引き継ぎを後押しするために運用される補助金です。

具体的には、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用などを支援することとして、以下の3つの枠組みにより構成されています。

1. 経営革新（事業承継・引継ぎを契機とする新たな取り組みへの補助）
2. 専門家活用（経営資源引継ぎ時の士業専門家の活用への補助）
3. 廃業・再チャレンジ（事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に向けた廃業費用への補助）

本補助金については、政府の2022年度（令和4年度）当初予算案に盛り込まれましたが、受付開始日時や申請要件等については、予算成立（3月中の見込み）後に発表される予定となっておりますので、詳細が公表され次第、石狩商工会議所WEBサイト等でお知らせいたします。

## 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者持続化補助金とは、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取り組みを支援するため費用の一部を補助するものであり、現時点では「一般型」と「低感染リスク型ビジネス枠」の2種類があります。また、第7回目公募（令和4年2月4日締切分）から、従業員の賃上げに積極的に取り組む事業者を優先採択する「賃金引上げ枠」が創設されました。この補助金は、商工会議所のサポートを受けながら経営計画書や補助事業計画書を作成し、審査を経て採択決定されたのち、所定の補助を受けることができるものになります。

一般型については、販路拡大や生産性向上の取り組みを支援するものになりますが、低感染リスク型ビジネス枠については新型コロナウイルス感染症感

染防止と事業継続を両立させるために人との接触を減少させるために必要な投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等の取り組みを支援するための補助金となっております。

本稿執筆時点（令和4年3月1日）では、いずれも次回公募開始日が未定となっておりますが、公募開始が公表され次第、石狩商工会議所WEBサイト等で周知いたします。

※3月22日付で第8回（一般型）の公募要領が公開されました。前述の「賃金引上げ枠」のほか、「後継者支援枠」や「創業枠」などの特別枠が複数設定されております。詳しくは下記WEBサイトにてご確認ください。

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

## 人材育成助成金

当会議所では、研修機会の増進を図り多くの有為な人材を育成し、市内商工業者の経営体質強化、経営安定、活性化に寄与することを目的した助成金制度を設けておりますので、ぜひご活用ください。

### ●対象となる研修

中小企業基盤整備機構の中小企業大学校等公的機関及び(株)PEO建機教習センタ（石狩会場）が実施する研修

### ●助成率及び助成限度額

助成対象経費の2分の1以内、1年間に1会員事業所が受けられる助成金の限度額は4万円です。

### ●助成金の申請

研修終了後、1ヶ月以内に石狩商工会議所人材育成助成金交付金申請書に次の書類を添付して事務局まで申請ください。

- ①研修案内等研修内容がわかるものの写し
- ②修了証書の写し
- ③受講料、教育費の領収証の写し
- ④旅費・宿泊費の清算書及び領収証の写し
- ⑤その他必要と認める書類

### ●助成金の交付

書類内容を審査し適当と認めるときは、予算の範囲内において、助成金(千円未満切捨)を交付します。

### ●助成金対象経費

研修にかかる受講料、教育費、旅費および宿泊費(宿泊費は中小企業大学校付属寮に入寮した場合のみ)

## 小規模事業者経営改善資金 (マル経資金) 融資利子補助金

マル経利子補助事業は、小規模事業者の経営安定と資金調達コスト軽減を目的に、マル経融資を受けた事業者に対して当会議所が実施しており、マル経融資を利用された会員事業所は、1%の利子補助が受けられます。

### 【概要】

補給期間：最初の1年間（12ヶ月）

補給率：融資実行時の金利のうち1.0%

補給条件：

- ①当会議所の会員であること
- ②当会議所から推薦されたマル経融資であり、約定通り償還され滞りのないもの。
- ③当会議所の会費を完納されていること。

補給限度額：5万円

### 【申請方法】

初回返済日から6ヶ月ごとに、申請書兼請求書、振込先記入用紙、日本政策金融公庫発行の利息支払証明書、返済予定表（写）を提出

小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は、商工会議所の経営指導を受けている小規模事業者が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人、低利で(株)日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

※詳細は、石狩商工会議所 経営支援課へお問い合わせください。

## 石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

### 令和3年度下期の利子補助金の申請時期です！

石狩市中小企業特別融資資金を利用し、対象期間中に同制度の融資に対して支払った利子のうち融資利率の0.5%を補助されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対しては、令和3年度（令和4年3月）までに借り入れた「石狩市中小企業特別融資資金」の利子を全額補助されます。

### 【対象期間】

令和3年10月1日から令和4年3月31日までに支払った利子分

### 【対象要件（コロナ特例）】

・令和3年度（令和4年3月）までに「石狩市中小企業特別融資資金」をご利用されている事業者

・令和3年4月から令和4年3月の期間のうち、任意の1ヶ月間の売上高が令和元年又は令和2年の同月比で10%以上減少した場合

※上記の全ての要件を満たす事業者が対象

### 【申請期限】

令和4年4月15日（金） ※期限までに必ず申請してください。

### 【申請書設置場所】

(1)石狩市企画経済部商工労働観光課 (2)石狩商工会議所 (3)石狩北商工会 (4)市内同制度取扱金融機関  
※石狩市HPからもダウンロードできます。

### 【申込・問い合わせ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
石狩市企画経済部商工労働観光課 TEL72-3166

## 労働保険事務組合のご案内 ～労働保険未加入の事業所は、加入しましょう！～

石狩商工会議所では、会員サービスの一環として、労働保険事務組合業務を行っています。

### ご相談は、お気軽に！

#### ・労働保険とは

労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、パート・アルバイトを含めた労働者を1日・一人でも雇っていれば、その事業主は必ず加入手続きをしなければなりません。

#### ・労災保険は

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡した場合に、被災労働者やその遺族を保護するために必要な保険給付を行います。

#### ・雇用保険は

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行います。

※雇用する従業員の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用する見込みがあれば、必ず雇用保険をかけなければなりません。

#### ・労働保険事務を委託するメリット

##### ①事務負担の軽減

公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続きのほか、労働保険料の申告・納付や雇用保険の資格取得・喪失等の手続きを代行しますので、事務処理の負担軽減が図られます。

##### ②分割納付

通常は納付すべき概算保険料の額が40万円（労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険が成立している事業主については20万円）以上でなければ分割納付ができないところを労働保険事務の処理を事務組合に委託している事業主は、保険料の額に関わらず3回に分けて納付できます。

##### ③事業主も労災保険に特別加入できる

労災保険に加入することができない事業主や家族従事者等も、労災保険に特別加入できます。通常、従業員しか加入できない労災保険に事業主も加入できるので、従業員と一緒に仕事をされる事業主の方も安心して作業ができます。ただし、雇用する労働者について労災保険が成立していることが必要です。詳しくは、次の問い合わせ先まで

#### ■問合せ先：経営支援課

(TEL：0133-72-2111)

## 令和4年度実施 日商簿記検定試験 施行日

日商簿記検定試験（2級・3級）では、随時施行可能なネット試験を実施しております。ネット試験方式の受験申込方法（インターネット受付のみ）、試

験施行開始日時等の詳細は、日商簿記検定のホームページをご確認ください。

(<https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping>)

### ◆当会議所における令和3年度 日商簿記検定試験 施行期日等一覧表

検定回数	検定級	施行日	募集期間	受験料
161	1～3級	令和4年6月12日（日）	4/25～5/16	1級 7,850円 2級 4,720円 3級 2,850円
162	1～3級	令和4年11月20日（日）	10/4～10/24	
163	2～3級	令和5年2月26日（日）	1/10～1/30	

※施行内容は変更することがあります。

## 育児・介護休業改正のポイントのご案内 改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

### I 令和4年4月1日から義務化される事項

#### 1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

何を？	①～④のいずれかを実施してください（複数が望ましい）。産後パパ育休は、令和4年10月1日から施行されます。 ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施 ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置） ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供 ④自社の労働者への育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知	具体的には？	①「研修」対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。 ②「相談体制の整備」窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応が可能な窓口を設け、また窓口の周知等を行い労働者が利用しやすい体制を整備してください。 ③「自社の育休取得事例の提供」自社の育休取得事例を収集し、事例を掲載した書類の配付やイントラネットへの掲載等を行い、労働者が閲覧できるようにしてください。提供する事例を特定の性別や職種、雇用形態に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集・提供し、特定の者の育児休業の申し出を控えさせることに繋がらないように配慮してください。 ④「制度と育休取得促進に関する方針の周知」育児休業に関する制度と育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載したもの（ポスターなど）を事業所内やイントラネットへ掲載してください。
-----	---	--------	--

#### 2 個別の周知・意向確認が必要です！

令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形での周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

誰に？	（本人または配偶者の）妊娠・出産の申し出をした労働者	いつ？	妊娠・出産の申し出が出産予定日の1ヶ月半以上前に行われた場合は、原則として出産予定日の1ヶ月前までに。
何を？	①～④全てを行ってください。産後パパ育休は、令和4年10月1日以降の申し出が対象となります。 ①育児休業・産後パパ育休に関する制度（制度の内容など） ②育児休業・産後パパ育休の申し出先（例：「人事課」、「総務課」など） ③育児休業給付に関すること（例：制度の内容など） ④労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき社会保険料の取扱い	どうやって？	①面談（オンライン可） ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか（③④は労働者が希望した場合に限る）

### II 就業規則の変更

#### 3 令和4年4月1日から有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。就業規則等を見直しましょう。変更した就業規則は労働者への周知が必要です。また、常時10人以上の労働者を使用する事業場は、労働基準監督署への届け出も必要となります。

就業規則に、右記（1）の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。  
 ※引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可能です。

➔

**具体例（現行の規定例と削除対象）**

有期雇用労働者にあつては、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができる。

- 育児休業
  - (1) 引き続き雇用された期間が1年以上 ←削除！
  - (2) 1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでない
- 介護休業
  - (1) 引き続き雇用された期間が1年以上 ←削除！
  - (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6ヶ月を経過する日までに契約が満了することが明らかでない

#### 4 令和4年10月1日から産後パパ育休（出生時育児休業）の創設および育児休業の分割取得が可能になります。これにも対応するよう就業規則等を見直しましょう。

##### (1) 産後パパ育休（出生時育児休業）の創設

対象期間／取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申し出期限	原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1ヶ月前までとすることができる。
分割取得	2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することができる。（就業可能日数当には上限あり）

##### (2) 育児休業制度の変更

1歳までの育児休業	2回まで分割して取得可能（取得の際にそれぞれ申し出）
特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業	休業開始日の柔軟化 期間の途中で配偶者と交代して育児休業をできるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能

### III 令和5年4月1日施行

#### 5 育児休業取得状況の公表の義務化

従業員数1,000人超の企業は、育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。

なお、育児・介護休業法に関するお問い合わせは、北海道労働局雇用環境・均等部（TEL011-709-2715）へ。

（出典：厚生労働省リーフレット「改正育児・介護休業法対応はお済みですか？」）

## 会館使用のご案内

当会議所では、会議室の貸出を行っております。会議、講演会、社員研修会などにご活用ください。  
会議室のお問い合わせや、申込の際は総務課までご連絡ください。

### ■会館使用料金表（税込）

	夏期（自5月～至9月）		冬期（自10月～至4月）	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
大ホール	4,400	4,840	5,720	6,600
小会議室	550	605	715	825
役員会議室	2,200	2,420	2,860	3,190
備考	電気料を含む	電気料を含む	電気料及び暖房料を含む	電気料及び暖房料を含む

(2時間単位)

## 会館来館・ご利用時のお願い

新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策として、ご来館の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

- 37.5℃以上の発熱や、のどの痛み、咳、倦怠感などの症状がみられる方は来館をお控えください。
- ご来館の際は、手指消毒にご協力ください。また、事務局入口にて検温にご協力ください。
- マスクの着用、咳エチケットにご協力ください。
- 一定の距離の確保にご協力ください。



## 職員人事異動

### ◆4月1日付（ ）内は異動前

- 鈴木 勝也 事務局長（総務課）
- 長木 恭吾 総務課長（中小企業相談所）
- 安達 陽子 中小企業相談所長（経営支援課）
- 和田 実莉 経営支援課主事（4月1日採用）
- 見野 百香 総務課主事（4月1日採用）
- 上田 淳子 総務課臨時職員（4月1日採用）

### ◆3月31日付 退職

- 佐橋 進
- 芹田 良子

## 新会員を募集しております

お知り合いや取引先で商工会議所に未加入の商工業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介くださいますようお願い申し上げます。  
たとえば、こんなことやっています

- マル経融資
- 健康診断
- 人材育成助成金
- いしかり共済
- 新商品・新技術開発支援

新型コロナウイルスに関する各種支援策など情報発信もしております。

このほかにも、経営支援のための各種サービス事業を行っております。皆様の企業経営に是非お役立てください。



アクサ生命

# みんなと 会社の未来を 健康に。

## 健康経営アクサ式

人生100年時代だからこそ、アクサの健康経営を。  
心と身体の健康だけでなく、夢や生きがい、  
働きがいといった「社会的健康」までサポート。  
社員一人ひとりが生き活きと元気になることで、会社がひとつになり、  
生産性も向上する。そんな好循環を生みだしていきます。

Know You Can

そう。あなたなら、できる。

AXA-A2-2109-0345/9F7 「健康経営<sup>®</sup>」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ(弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など)を共済制度/福祉制度でサポートしています。

アクサ生命保険株式会社 札幌支社 札幌営業所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センタービル7F TEL 011-271-7388